

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現行
<p>【本編】</p> <p>Ⅲ 銀行の検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－４ 銀行法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－４－７ 子会社等</p> <p>Ⅲ－４－７－５ 他業銀行業高度化等会社</p> <p>（１）基本的な考え方</p> <p>銀行は、法第 16 条の 2 第 1 項第 15 号に掲げる会社（一定の銀行業高度化等会社を除く。以下「他業銀行業高度化等会社」という。）に対して基準議決権数を超えて出資することが認められている。これは、銀行グループにおいて、将来的に様々な展開が予想される中で、認可を条件として、より柔軟な業務展開を可能とするためである。また、銀行グループにおける将来の可能性への戦略的な対応として、出資時点においては銀行業の高度化、利用者の利便の向上又は地域活性化等に資するといえないものであっても、これらが見込まれる業務を営む会社への出資を可能としている。</p> <p>他方で、他業銀行業高度化等会社の認可申請があった場合には、銀行グループに他業禁止の規制が課されている趣旨である、他業リスクの回避、利益相反の禁止及び優越的地位の濫用の防止といった要請を踏まえ審査を行う</p>	<p>【本編】</p> <p>Ⅲ 銀行の検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－４ 銀行法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－４－７ 子会社等</p> <p>Ⅲ－４－７－５ 他業銀行業高度化等会社</p> <p>（１）基本的な考え方</p> <p>銀行は、法第 16 条の 2 第 1 項第 15 号に掲げる会社（一定の銀行業高度化等会社を除く。以下「他業銀行業高度化等会社」という。）に対して基準議決権数を超えて出資することが認められている。これは、銀行グループにおいて、将来的に様々な展開が予想される中で、認可を条件として、より柔軟な業務展開を可能とするためである。また、銀行グループにおける将来の可能性への戦略的な対応として、出資時点においては銀行業の高度化、利用者の利便の向上又は地域活性化等に資するといえないものであっても、これらが見込まれる業務を営む会社への出資を可能としている。</p> <p>他方で、他業銀行業高度化等会社の認可申請があった場合には、銀行グループに他業禁止の規制が課されている趣旨である、他業リスクの回避、利益相反の禁止及び優越的地位の濫用の防止といった要請を踏まえ審査を行う</p>

改正案	現行
<p>必要がある。</p> <p>(注1) 銀行法改正(令和3年11月施行)施行前よりすでに銀行業高度化等会社としての認可を受けた会社については、同改正の施行後においては、認可時の業務に関わらず、他業銀行業高度化等会社の取扱いとなることに留意するとともに、認可当時の条件に従い、新規に業務等を行う場合は当局へ報告することに留意すること。</p> <p>(注2) <u>他業銀行業高度化等会社が新規に業務等を行う場合は、認可当時に付している条件も踏まえ、以下の点に留意すること。</u></p> <p>① <u>認可申請時の業務と業務内容が大幅に変更になる場合には、あらかじめ当局へ報告することとしているか。なお、認可申請時の業務と業務内容が大幅に変更になる場合かを判断するにあたっては、例えば「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類(以下「日本標準産業分類」という。)に掲げる中分類の粒度を目安とすることが考えられる。</u></p> <p>② <u>①以外の場合については、新規に行う業務や変更後の業務の内容、当該業務を行うにあたり銀行が出資する額、当該業務が開始されても銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められる理由等について、新規の業務等の開始した日から30日以内に当局へ報告することとしているか。</u></p> <p><u>なお、②の場合であっても、銀行は、他業銀行業高度化等会社が、新規の業務等を行うにあたって、施行規則第17条の5の2第2項の基準に引き続き適合することを自ら挙証する体制を整備す</u></p>	<p>必要がある。</p> <p>(注1) 銀行法改正(令和3年11月施行)施行前よりすでに銀行業高度化等会社としての認可を受けた会社については、同改正の施行後においては、認可時の業務に関わらず、他業銀行業高度化等会社の取扱いとなることに留意するとともに、認可当時の条件に従い、新規に業務等を行う場合は当局へ報告することに留意すること。</p> <p>(新設)</p>

改正案	現行
<p><u>る必要があること。</u></p> <p>※ <u>一定の銀行業高度化等会社が営むことができる業務の範囲で、一定の銀行業高度化等会社が新規に業務等を行う場合についても同様の取扱いとする。</u></p> <p>(注3) 銀行法改正（令和3年11月施行）により、他業銀行業高度化等会社が営むことができる業務として地域活性化等に資する業務が追加されたが、他業銀行業高度化等会社における不動産業務の取扱いは改正前と変わらないことに留意すること。</p> <p>(注4) 他業銀行業高度化等会社の設立に向けた準備行為として、銀行本体をはじめとした銀行グループにおいて実証実験を行う場合には、他業禁止の趣旨及び本指針における実証実験の位置付けを踏まえて、当該実証実験の内容及び規模、予定される実証実験の期間、対象者を必要な範囲に限定するほか、当該実証実験に伴うリスク等を個別具体的に検討し、銀行や銀行グループの健全性及びその業務の適切な運営に影響を与えないよう留意すること。</p> <p>※1 ここで言う「実証実験」とは、他業銀行業高度化等会社の設立の適否を経営陣が判断するにあたって、当該他業銀行業高度化等会社において実施予定の業務に係る採算性・事業継続性を検証することを目的に、銀行本体や当該銀行のグループ会社等において、当該他業銀行業高度化等会社の設立に向けた準備行為の範囲で当該業務と同等の行為を試験的に実施することを指す。なお、銀行は、実施しようとする実証実験が、当該銀行や当該銀行グループの健全性及びその業務の適切な運営に影響を与えないことを自ら挙証する必要があることに留意すること。</p>	<p>(注2) 銀行法改正（令和3年11月施行）により、他業銀行業高度化等会社が営むことができる業務として地域活性化等に資する業務が追加されたが、他業銀行業高度化等会社における不動産業務の取扱いは改正前と変わらないことに留意すること。</p> <p>(注3) 他業銀行業高度化等会社の設立に向けた準備行為として、銀行本体をはじめとした銀行グループにおいて実証実験を行う場合には、他業禁止の趣旨及び本指針における実証実験の位置付けを踏まえて、当該実証実験の内容及び規模、予定される実証実験の期間、対象者を必要な範囲に限定するほか、当該実証実験に伴うリスク等を個別具体的に検討し、銀行や銀行グループの健全性及びその業務の適切な運営に影響を与えないよう留意すること。</p> <p>※1 ここで言う「実証実験」とは、他業銀行業高度化等会社の設立の適否を経営陣が判断するにあたって、当該他業銀行業高度化等会社において実施予定の業務に係る採算性・事業継続性を検証することを目的に、銀行本体や当該銀行のグループ会社等において、当該他業銀行業高度化等会社の設立に向けた準備行為の範囲で当該業務と同等の行為を試験的に実施することを指す。なお、銀行は、実施しようとする実証実験が、当該銀行や当該銀行グループの健全性及びその業務の適切な運営に影響を与えないことを自ら挙証する必要があることに留意すること。</p>

改正案	現行
<p>※2 一定の銀行業高度化等会社の設立に向けた準備行為として、銀行本体をはじめとした銀行グループにおいて行う「実証実験」についても同様の取扱いとする。</p>	<p>※2 一定の銀行業高度化等会社の設立に向けた準備行為として、銀行本体をはじめとした銀行グループにおいて行う「実証実験」についても同様の取扱いとする。</p>
<p>(2)～(4) (略)</p>	<p>(2)～(4) (略)</p>
<p>IV 銀行代理業等</p>	<p>IV 銀行代理業等</p>
<p>IV-1 銀行代理業</p>	<p>IV-1 銀行代理業</p>
<p>IV-1-3 銀行代理業者の監督に係る事務処理</p>	<p>IV-1-3 銀行代理業者の監督に係る事務処理</p>
<p>IV-1-3-2 許可申請に係る事務処理</p>	<p>IV-1-3-2 許可申請に係る事務処理</p>
<p>IV-1-3-2-1 許可申請に当たっての留意点</p>	<p>IV-1-3-2-1 許可申請に当たっての留意点</p>
<p>IV-1-3-2-1-2 許可申請書の受理に当たっての留意事項</p>	<p>IV-1-3-2-1-2 許可申請書の受理に当たっての留意事項</p>
<p>IV-1-3-2-1-2-2 許可申請書の記載事項</p>	<p>IV-1-3-2-1-2-2 許可申請書の記載事項</p>
<p>許可申請書の記載事項等の確認に際しては、以下の点に留意することとする。</p>	<p>許可申請書の記載事項等の確認に際しては、以下の点に留意することとする。</p>
<p>(参考) 様式・参考資料編 様式6-1、6-2</p>	<p>(参考) 様式・参考資料編 様式6-1、6-2</p>

改正案	現行
<p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3)「他に業務を営むときは、その業務の種類」(法第 52 条の 37 第 5 号) 他に営む業務の種類は、現に営む事業が属する<u>日本標準産業分類</u>に掲げる中分類（大分類 J－金融業，保険業に属する場合にあっては細分類）に則って記載されているかを確認する。</p>	<p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3)「他に業務を営むときは、その業務の種類」(法第 52 条の 37 第 5 号) 他に営む業務の種類は、現に営む事業が属する「<u>統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件</u>」に定める日本標準産業分類（以下「<u>日本標準産業分類</u>」という。）に掲げる中分類（大分類 J－金融業，保険業に属する場合にあっては細分類）に則って記載されているかを確認する。</p>